

2017年 米国向け輸出商談会募集要項

1. 募集企業数

40社程度

2. 参加条件

- ・商談の進捗や実績把握のため、商談後の聞き取り調査等に協力できること。
- ・米国輸出に意欲的で、輸出に必要な資料の提出にご協力いただけること。

3. 応募方法

参加申込書に御記入の上、FAX・Eメール・郵送または申込書持参にて御応募ください。
申込された企業様は、商品見積書、商品説明書、別途送付いただきます。

(詳しくは参加申込後、別途御案内申し上げます。)

2017年10月のロサンゼルスでの現地「東北フェア」の店頭販売ご参加についてもご検討ください。(参加が成約の条件ではありませんが優先的に選定されることがあります。) 別途ご案内致します。

4. 商談品目

賞味期限が4ヶ月以上の食品

食品全般のほか、一部工芸品、民芸品など非食品も可

なお、バイヤーから提示のあった商談希望品目は次のとおりです。

和牛(対米輸出施設取扱い施設規定に従ったもの)・いちご・水産加工品・冷凍鮮魚・冷凍食品・飲料・茶・乾物・乾麺・珍味・菓子・ふりかけ・漬物・醤油・つゆ・だしの素・調味料・健康食品・他 ただしアルコール飲料は対象外。

【注意】米国への輸入禁止原材料

- 畜肉関連(肉・エキス・動物由来のゼラチン等 但し魚由来のゼラチンは可)
- ステビア(Ribaudioside Aのみ認可、但し要証明書)
- 液体乳製品(粉乳は可) ●紅麴 ●くちなし ●生姜・大根・蕪の漬物
- ピーナッツ(ピーナッツの原形が外装より見えるもののみ不可。ピーナッツが完全に隠れている商品は可)
- たまご(菓子等で加熱したものは可。但し○○℃で○○分加熱した、という証明書が必要な場合もあり)
- いりこ・煮干・丸干し等、はらわたの除去されていない魚加工品
- 海老 ●着色料の一部(合成着色料 赤色102、103、105号は不可。赤色3、40号は可)
上記以外にも禁止成分が原材料に含まれる場合は出品をお断りすることがございます。

5. 商談会前にご提出いただくもの（4月下旬締切予定）

- (1) 商品見積書※（フォーマットに、神戸着値、最少ロットで御見積いただきます。）
- (2) 商品規格書
- (3) その他必要に応じて

※見積書フォーマット（エクセル形式）は別途商談会申し込み後に送付いたします。

6. 当日ご持参いただくもの

- (1) 商品規格書、パンフレット等。
- (2) 商品見本、試食等に必要な機器・資材（皿・スプーン等）

※会場にポットと電子レンジをご用意しております。

7. 注意事項

以下の場合に生じた損害や不利益等について、当会および、(株)ファーストインターナショナルはその責任を負わないものとします。

- (1) 米国食品安全強化法（FSMA）※への対応が原則として2016年9月19日から義務化されます。食品医薬品局（FDA）との連絡業務を含め、同法に関する対応については、各参加企業で対応いただくこととします。

※米国食品安全強化法

米国では2011年に食品安全強化法（Food Safety Modernization Act、FSMA）が成立し、食品医薬品局（FDA）の権限が多岐にわたって強化されました。米国の法律ですが、米国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として2016年9月19日から適用が開始されています。そして、2017年9月には、従業員数が500名未満の企業も義務化されることとなります。各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【ご参考】食品安全強化法（FSMA）に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

【お問合せ先】ジェトロ農林水産・食品課 TEL:03-3582-5186

- (2) 米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等をFDA（保健福祉省食品医薬品局）に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。

【ご参考】バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(3) 水産加工品を米国に輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従った HACCP 手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例：HACCP 認証等）。

【ご参考】水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-000943

(4) 応募商品が輸出規制品目に該当する場合、または、バイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合せをお願いする場合があります。

(5) 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予め御承知願います。

(6) 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、当会は事業の全部または一部について内容の変更及び中止ができるものとします。

以 上

<関係者>

(1) マルカイ・コーポレーション (販売者)

<http://www.marukai.com/index-e.html> <http://www.marukaihawaii.com>

総合商社マルカイ・コーポレーション(株) (大阪市) の100%出資により1965年に設立された現地法人。米国ロサンゼルスとホノルルに拠点を設け、現在11店舗を運営する日系スーパーで、在米日本人ユーザーを中心に韓国、中国などアジア系のほか、現地の人々が日々気軽に利用する小売店を展開している。2013年10月より米国での法人は、株式会社ドンキホーテの連結子会社。同社では、日本の日常的なスーパーに並ぶ、地方色のある商品を探しているほか、現地での地方産品フェアも随時開催しており、現地での積極的な販売促進活動に熱意のある企業との商談を希望しています。

(2) 株式会社ファーストインターナショナル (商社)

<http://www.hi-net.ne.jp/first/>

地場密着型の貿易商社として、八戸商工会議所青年部が中心となり、1994年設立された会社。マルカイ社への輸出は、株式会社ファーストインターナショナルが商品を買取(国内取引)、株式会社カワ・コーポレーションを通じて出荷する。

(3) 株式会社カワ・コーポレーション (輸出者)

<http://kawacorp.com>

2001年設立。本社は神戸市。米国・カナダ等の北米地域を中心に輸出入を行う。マルカイ社への販路を持ち、主に農産物・海産物・加工食品・日用雑貨品等を取り扱い、米国のマーケット情報に精通している。

以 上